

VOL 4 訪問介護費

1. 基本部分の単位数

イ. 及びロ. について、指定訪問介護事業所の訪問介護員が「利用者の身体に直接接触して行う身体介護」、「掃除、洗濯などの生活援助」を行った場合に、1回につき次の所要時間の区分に応じてそれぞれ所定単位数を算定します。

イ. 身体介護が中心である場合

●身体介護のサービス内容

- ・「利用者の身体に直接接触して行う介助」並びに「これを行うために必要な準備や後始末」
- ・「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助」(排泄・食事介助、清拭・入浴など)

(1) 所要時間20分未満の場合 1回につき167単位を算定する

●算定要件

a. またはb. の場合に算定する。

a. 前回提供した訪問介護からおおむね2時間以上の間隔を空けること。

b. 前回提供した訪問介護からおおむね2時間以上の間隔を空けない場合(頻回の訪問)は、以下全ての要件をみたすこと。

<利用対象者>

- ・要介護1又は要介護2までの者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」又は、「要介護3から要介護5までの者であって、障害老人の日常生活自立度ランクBからCまでの者」
- ・当該利用者に係るサービス担当者会議(サービス提供責任者が参加しなければならない)が、3月に1度以上開催され、当該会議において、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要であると認められた者。

<体制要件>

- ・常時、利用者等からの連絡に対応できる体制にあること。
 - ・次のいずれかに該当すること。
 - 「定期巡回・随時対応サービスの指定を併せて受け、一体的に実施している。」
 - 「定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している。」
- (要介護3から要介護5までの利用者に限る)

頻回の訪問を20分未満の身体介護を算定する利用者に係る1月当たりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(訪問看護サービスを行わない場合)の範囲内とする。

障害老人の日常生活自立度ランクBからCまでの者 疾病若しくは傷害若しくはそれらの後遺症又は老衰に生じた身体機能の低下が認められることから、屋内での生活に介護を必要とするもの

所要時間20分以上については、1回につき次の所要時間の区分に応じてそれぞれ所定単位数を算定する。

(2) 20分以上30分未満 250単位

(3) 30分以上1時間未満 396単位

(4) 所要時間1時間以上 579単位に30分を増すごとに84単位を加算した単位数を算定する。

ロ. 生活援助が中心である場合

●生活援助のサービス内容

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるもの。

1回につき次の所要時間の区分に応じてそれぞれ所定単位数を算定する。

(1) 20分以上45分未満 183単位

(2) 45分以上 225単位

●イ. 身体介護が中心である場合の(2)～(4)に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行った場合

生活援助が中心である訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに67単位(201単位を限度とする)を加算した単位数を算定する。

●訪問介護の所要時間

- ・イ. 及びロ. の単位数は、サービス1回ごとの所要時間に応じて算定します。所要時間は、実際にかかった時間ではなく、1回のサービスを提供するのに必要と思われる標準時間のこいう。
- ・1日に複数回算定するときは、時間の間隔をおおむね2時間以上とする。利用者の特別な事情により短時間の間隔で複数回の訪問を行う場合は、それぞれの所要時間を合計して1回として算定する。
(「体制要件を満たしているうえで20分未満の身体介護中心型を算定する場合」、「緊急時訪問介護加算を算定する場合」、「通院等乗降介助を算定する場合」を除く。)

●2時間未満の間隔の訪問介護(訪問介護における看取り期の対応)

看取り期における対応の充実と適切な評価を図る観点から、看取り期には頻回の訪問介護が必要とされるとともに、柔軟な対応が求められることを踏まえ、看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、訪問介護に係る2時間ルールの運用を弾力化し、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。

ハ. 通院等乗降介助

●通院等乗降介助のサービス内容

通院等のため、「(指定訪問介護所の訪問介護員等が)自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加え、「乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先もしくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う。

通院等乗降介助を行った場合は、1回につき99単位を算定する。

- 1人の利用者に対して複数の訪問介護員が交替して訪問介護を行った場合も、1回の訪問介護として合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。訪問介護員ごとに複数回の訪問介護として算定できない。
- 短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを受けている間は、訪問介護費は、算定しない。
ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、ハ. の所定単位数を算定する。
- 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する事業所では、他の訪問介護をともに算定できる。
夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する事業所では、訪問介護を算定できない。

2. 基本部分の加算

加算の名称	算定要件
二. 初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が訪問した場合、 <u>1月につき200単位を加算する</u> 。 本加算は、利用者が過去2月間に訪問介護のサービスの提供を受けていない場合に算定できる。
ホ. 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 次の要件を満たす場合は、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、<u>1月につき100単位を加算する</u>。 ●訪問リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)すること。 ●当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、またはICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合は、<u>初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位を算する</u>。

	● 指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等と利用者の身体の状態等の評価を共同で行うこと。
ハ. 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日 【算定要件等】 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) ① 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の50%以上(100分の50以上) ② 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施 ③ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施すること。 ② 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定していること。
ト. 介護職員処遇改善加算 [限度額管理対象外の加算]	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ)に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、<u>1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する</u>。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イ. からハ. までにより算定した単位数の137/1000に相当する単位数(加算率13.7%) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ. からハ. までにより算定した単位数の100/1000に相当する単位数(加算率10.0%) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ. からハ. までにより算定した単位数の55/1000に相当する単位数(加算率5.5%) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の90/100に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の80/100に相当する単位 厚生労働大臣が定める基準〈テキスト2のVOL46関係資料参照〉 ● 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能
チ. 介護職員等特定処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する</u>。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の63/1000に相当する単位数(加算率6.3%) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の42/1000に相当する単位数(加算率4.2%) 厚生労働大臣が定める基準〈テキスト2のVOL46関係資料参照〉
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	令和3年4月から同年9月末までの間、基本情報に0.1%上乘せする。 ● 算定方法〈テキスト2のVOL46関係資料参照〉

3. 注の加算・減算

加算・減算の名称	算定要件
2人の訪問介護員等による場合	イ. 及びロ. について、1人による介護が困難な利用者に対して、利用者または家族の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合であって、次のいずれかに該当する場合は、 <u>所定単位数の200／100に相当する単位数を算定する。</u> ① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ その利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合
夜間・早朝加算 深夜加算	サービス開始時刻が夜間・早朝の場合 <u>1回につき所定単位数の25／100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u>（夜間：午後6時～午後10時、早朝：午前6時～午前8時） サービス開始時刻が深夜の場合 <u>1回につき所定単位数の50／100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u>（深夜：午後10時～午前6時） ● 利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できない。20分未満のサービスについても、同様の取扱いとする。）
特定事業所加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、<u>当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単数に加算する。</u> ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 特定事業所加算(Ⅰ) <u>所定単位数の20／100に相当する単位数</u> (2) 特定事業所加算(Ⅱ) <u>所定単位数の10／100に相当する単位数</u> (3) 特定事業所加算(Ⅲ) <u>所定単位数の10／100に相当する単位数</u> (4) 特定事業所加算(Ⅳ) <u>所定単位数の5／100に相当する単位数</u> <u>厚生労働大臣が定める基準</u> (1) 特定事業所加算(Ⅰ) 体制要件(①、③～⑥)、人材要件(⑦かつ⑧)、重度要介護者対応要件⑩のいずれにも適合すること。 (2) 特定事業所加算(Ⅱ) 体制要件(①、③～⑥)、人材要件(⑦又は⑧)のいずれにも適合すること。 (3) 特定事業所加算(Ⅲ) 体制要件(①、③～⑥)、重度要介護者対応要件⑩のいずれにも適合すること。 (4) 特定事業所加算(Ⅳ) 体制要件(②～⑥)、人材要件⑨、重度要介護者対応要件⑪のいずれにも適合すること。 <u>体制要件</u> ① すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。 ② すべてのサービス提供責任者に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。 ③ 利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ④ サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。 ⑤ すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的の実施していること。 ⑥ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

特定事業所加算	<u>人材要件</u> ⑦ 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は、介護福祉士、実務者研修修了者等の合計が50%以上であること。 ⑧ すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者等であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。 ⑨ 居宅サービス基準上、2人以下の常勤サービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、人員基準上配置しなければならない数を上回る常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。 <u>重度要介護者等対応要件</u> ⑩ 前年度又は前3月の利用者のうち、要介護4～5である者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上である者、<u>たんの吸引等</u>が必要な者の総数が20%以上であること。 ⑪ 前年度又は前3月の利用者のうち、要介護3～5である者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上である者、<u>たんの吸引等</u>が必要な者の総数が60%以上であること。 <u>たんの吸引等</u> 口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養 (算定できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。) <u>認知症日常生活自立度Ⅲ以上である者</u> 日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者
特定事業所加算(V)	所定単位数の3/100に相当する単位数を加算(1回につき) 【体制要件】 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催(テレビ電話等のICT(情報通信技術)の活用が可能) 【人材要件】 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。 ●本加算(V)は、本加算(Ⅲ)(重度者対応要件による加算)と併せての算定が可能であるが、本加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅳ)(人材要件が含まれる加算)との併せての算定はできないこと。
共生型訪問介護を行う場合	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が行う場合は、<u>1回につき所定単位数の70/100に相当する単位数を算定する。</u> 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者等が行う場合は、<u>1回につき所定単位数の93/100に相当する単位数を算定する。</u> 指定重度訪問介護事業所が行う場合は、<u>1回につき所定単位数の93/100に相当する単位数を算定する。</u> ● 障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、共生型訪問介護の指定を受けることができるものとする。
特別地域訪問介護加算 <u>限度額管理対象外の加算</u>	<u>離島等一定の地域(対象地域①～⑥)</u>に所在する事業所が訪問介護のサービスを提供した場合は、<u>1回につき所定単位数の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u> <u>離島等の一定の地域</u> ①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村(山村振興法で指定する地域) ④小笠原諸島 ⑤沖縄振興特別措置法に規定する離島 ⑥人口密度が希薄・交通が不便等の理由で、サービスの確保が著しく困難な地域として厚生労働大臣が定めた地域 ● サテライト事業所(待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等)を設置している場合は、本体事業所、サテライト事業所のうち離島等一定の地域に所在する事業所によるサービスのみが加算の対象となる。
中山間地域等における小規模事業所加算 <u>限度額管理対象外の加算</u>	<u>中山間地域等(対象地域①～⑤)</u>に所在する<u>小規模事業所</u>が訪問介護のサービスを提供した場合は、<u>1回につき所定単位数の10/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u> <u>中山間地域等</u> ①豪雪地帯・特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法) ②辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律) ③半島振興対策実施地域(半島振興法) ④特定農山村地域 ⑤過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法) <u>小規模事業所としての要件</u> 1月当たりの延訪問回数が200回以下の指定訪問介護事業所であること。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 限度額管理対象外の加算	通常のサービス実施地域を越えて別の中山間地域等(対象地域)に居住する利用者に対し訪問介護のサービスを提供した場合は、<u>1回につき所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u> 対象地域 離島等一定の地域①～⑤及び中山間地域等①～⑤の地域
緊急時訪問介護加算	イ. について、利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャー(介護支援専門員)と連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合は、<u>1回につき100単位を加算する。</u>
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 限度額管理対象外の減算	「指定訪問介護事業所の所在する建物と①同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者」又は 「指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が②同一の建物に20人以上居住する建物の利用者」に対し、指定訪問介護を行った場合は、<u>1回につき所定単位数の90/100に相当する単位数を算定する。</u> ①同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物 ・「事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物」、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「幅員の狭い道路を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」などが該当。 ②同一の建物に20人以上居住する建物 ・①以外の範囲に所在する建物 ・この場合の利用者数は、1月間の利用者数の平均を用いる。 ● ①及び②に該当する建物であっても、移動時間が明らかにかかるなどサービス提供の効率化につながらない場合には、減算の対象にすべきではない。 ● ①及び②において、サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算の対象となる。 ● ①のうち、1月当たりの利用者が50人以上居住する場合は、その建物に居住する利用者全員につき85/100に相当する単位数を算定する。